

決 定 要 旨

被 審 人 (本店) 英国 ロンドン カナリーワーフ 25 カボットスクエア
E14 4QA
(商号) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミ
テッド

上記被審人に対する平成 23 年度 (判) 第 5 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官安木進、審判官松葉知久、同佐藤しほりから提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 637 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 23 年 10 月 11 日

2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第 1 回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項第 7 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 23 年 8 月 9 日

金融庁長官 畑 中 龍 太 郎

(別紙)

1 課徴金に係る金融商品取引法第178条第1項各号に掲げる事実

金融商品取引法第178条第1項第7号に該当

被審人は、株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第11条第2号に規定する金融商品取引業者等であり、平成19年1月11日に、内閣総理大臣に対し、各月の15日及び末日を金融商品取引法第27条の26第3項に規定する基準日として届け出た者である。被審人は、金融商品取引法第27条の26第1項に規定する重要提案行為等を行うことを目的とせずに保有する金融商品取引所に上場されている別表1「発行体」欄記載の発行者が発行する株券について、それぞれの「基準日」欄記載の年月日に、「提出事由」欄記載の事由が生じたにもかかわらず、法定の除外事由がないのに、その住所又は居所を管轄する財務省関東財務局長に対し、「報告書」欄記載の大量保有報告書又は変更報告書(以下「大量保有報告書等」という。)を「法定提出期限」欄記載の法定の提出期限までに、提出しなかったものである。

別表1

番号	発行体	報告書	基準日	法定提出期限	提出事由
1	大陽日酸株式会社	変更報告書 No.6	平成21年 7月31日	平成21年 8月7日	報告義務発生日より前の基準日(金融商品取引法第27条の26第3項に規定する意味を有する。以下同じ。)において発行済株式等総数の6.04%の大量保有者であったところ、報告義務発生日である基準日において株券を合計1975万4862株保有することとなり、発行済株式等総数(4億309万2837株)の4.90%の保有者となった。
2	株式会社 アクセル	大量保有報告書	平成21年 8月14日	平成21年 8月21日	基準日において株券を合計65万6900株保有することとなり、初めて発行済株式等総数(1257万株)の5%を超える大量保有者となった。
3	ミライアル株式会社	変更報告書 No.1	平成21年 8月31日	平成21年 9月7日	報告義務発生日より前の基準日において発行済株式等総数の5.08%の大量保有者であったところ、報告義務発生日である基準日において株券を合計63万2400株保有することとなり、発行済株式等総数(1012万株)の6.25%の大量保有者となった。

番号	発行体	報告書	基準日	法定提出期限	提出事由
4	大崎エンジニアリング株式会社	大量保有報告書	平成21年 8月31日	平成21年 9月7日	基準日において株券を合計 2635 株保有することとなり、初めて発行済株式等総数 (5万1673株) の5%を超える大量保有者となった。
5	東映アニメーション株式会社	大量保有報告書	平成21年 8月31日	平成21年 9月7日	基準日において株券を合計70万2600株保有することとなり、初めて発行済株式等総数 (1400万株) の5%を超える大量保有者となった。
6	株式会社 新川	変更報告書 No.3	平成21年 9月30日	平成21年 10月7日	報告義務発生日より前の基準日において発行済株式等総数の7.02%の大量保有者であったところ、報告義務発生日である基準日において株券を合計 105 万 5200 株保有することとなり、発行済株式等総数 (2004万7500株) の5.26%の大量保有者となった。
7	大崎エンジニアリング株式会社	変更報告書 No.1	平成21年 9月30日	平成21年 10月7日	報告義務発生日より前の基準日において発行済株式等総数の5.10%の大量保有者であったところ、報告義務発生日である基準日において株券を合計 3276 株保有することとなり、発行済株式等総数 (5万1673株) の6.34%の大量保有者となった。
8	株式会社 東京都民銀行	大量保有報告書	平成21年 9月30日	平成21年 10月7日	基準日において株券を合計 210 万 8600 株保有することとなり、初めて発行済株式等総数 (4005万527株) の5%を超える大量保有者となった。
9	株式会社 新川	変更報告書 No.4	平成21年 10月15日	平成21年 10月22日	報告義務発生日より前の基準日において発行済株式等総数の5.26%の大量保有者であったところ、報告義務発生日である基準日において単体株券等保有割合が1%以上減少した。

番号	発行体	報告書	基準日	法定提出期限	提出事由
10	富士機械製造株式会社	変更報告書 No.1	平成21年 10月15日	平成21年 10月22日	報告義務発生日より前の基準日において発行済株式等総数の5.86%の大量保有者であったところ、報告義務発生日である基準日において株券を合計338万7400株保有することとなり、発行済株式等総数(4891万1874株)の6.93%の大量保有者となった。

2 法令の適用

上記1の別表1に掲げる事実につき

番号1

金融商品取引法第172条の7、第27条の26第2項第2号、第176条第2項、金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第1条の7第3項第1号

番号2

金融商品取引法第172条の7、第27条の26第1項、第176条第2項、金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第1条の7第3項第1号

番号3、同7及び同10

金融商品取引法第172条の7、第27条の26第2項第1号、第130条、第176条第2項

番号4、同5及び同8

金融商品取引法第172条の7、第27条の26第1項、第130条、第176条第2項

番号6及び同9

金融商品取引法第172条の7、第27条の26第2項第2号、第130条、第176条第2項

3 課徴金の計算の基礎

上記1の別表1に掲げる事実につき

- (1) 金融商品取引法第172条の7の規定により、被審人の大量保有報告書等の不提出に係る課徴金の額は、

当該提出すべき大量保有報告書等に係る株券等の発行者が発行する株券等の当該提出すべき大量保有報告書等の提出期限の翌日における同法第130条に規定する最終の価格に、当該翌日における当該発行者の発行済株式の総数を乗じて得た額（当該価格がないときには、これに相当するものとして金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第1条の7第3項第1号により定める額）に10万分の1を乗じて得た額。

- (2) 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て（別表2の「課徴金の額」欄の額）。

別表2

別表1 の番号	当該提出すべき大量保有報告書等の提出期限翌日の最終の価格 (円)	当該提出すべき大量保有報告書等の提出期限翌日の発行済株式総数 (株)	課徴金の額 (当該提出すべき大量保有報告書等の提出期限翌日の最終の価格 ×当該提出すべき大量保有報告書等の提出期限翌日の発行済株式 総数/100,000) (円)
1	894	403,092,837	3,600,000
2	3,660	12,570,000	460,000
3	2,440	10,120,000	240,000
4	110,000	51,673	50,000
5	1,495	14,000,000	200,000
6	1,582	20,047,500	310,000
7	110,000	51,673	50,000
8	1,424	40,050,527	570,000
9	1,554	20,047,500	310,000
10	1,205	48,911,874	580,000

金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記課徴金の額は1万円未満の端数を切捨て

(注) 最終の価格がないときには、当該提出すべき大量保有報告書等の提出期限の翌日後の直前に金融商品取引所が公表した価格。